

あなたの愛犬が みんなから好かれるために

～飼主としての義務と心がけ～

1 犬を放し飼いにしない!

犬は係留するか、逃走しない方法(囲い、ゲージなど)で飼うこと。散歩のときも、必ず引き綱をつけましょう。平成17年5月に、放し飼いの犬が子どもにかみついた事件がありました。また、犬の交通事故死が増えています。
※ 放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。



4 人の迷惑にならないように飼いましょう。

飼主にとっては愛らしい鳴き声も、他人にとっては騒音となります。「しつけ」と「気配り」を大切に。

5 犬も家族計画を立てること。

繁殖を望まない場合には、飼主の責任で繁殖制限をしましょう。不妊・去勢手術は犬に害のあるものではなく、不幸な子犬を作らない最善の方法です。



※ 捨て犬をせずに愛情と責任をもって終生飼いましょう。

2 排せつ物の処理は適切に行うこと。

散歩中の犬の「フン」は飼主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。

※ 家の決まった場所でトイレをするようにしつけるのもよいでしょう。



3 登録の義務があります。

生後3か月以上の犬は、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射を必ず受けさせましょう。犬の鑑札と注射済票は必ず首輪に付けましょう。なお、登録した犬が死亡したり、所有者等の変更がある場合は役場に届出をしてください。

6 犬に無責任にエサだけ与えている方へ!

飼うなら責任をもって、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

犬が家族の一員として飼われるようになり、ますます飼主のモラルが問われています。周囲の人に迷惑をかけず、犬も地域社会の一員として、快適かつ楽しくともに暮らしましょう!

有害ごみの出し方について

有害ごみの日は、水銀を含むごみを出してください。具体的には蛍光灯や水銀式の体温計があります。乾電池を間違って出される方がいますが、最近の乾電池に水銀は使われていないので、埋立ごみに出してください。

また、蛍光灯をガムテープでまとめて出されると、処理が困難となります。くくる時は、ガムテープを用いずにひもで縛ってください。

(有害ごみの注意点)

- 割れると、缶の内部から水銀を含んだ粉が出てきますので、取扱いには十分ご注意ください。
- 古い蛍光灯は新しい蛍光灯の入っていた筒や箱に入れて出せば割れにくくて安全です。
- 水銀を含まない乾電池と電球は埋立ごみへ。

7月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かん類 びん類 ペットボトル	プラス チック	紙ごみ	金属類	粗大ごみ	古着・ 古布類
16年	53kg	5kg	3kg	2kg	8kg	1kg	—	—
17年	47kg	5kg	3kg	3kg	6kg	1kg	51kg	1kg
増減	△6kg	0kg	0kg	+1kg	△2kg	0kg	+51kg	+1kg

(7月末現在12,199世帯31,556人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

注意

8月から粗大ごみの戸別収集が始まっています。ごみ置場へは粗大ごみを出すことはできません。